

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する  
政令案参照条文目次

一	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年六月十六日法律第百十二号）	
	（抄）	1
二	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令	
	（平成七年十二月十四日政令第四百十一号）	5
三	財政制度等審議会令（平成十二年六月七日政令第二百七十五号）	13
四	国税審議会令（平成十二年六月七日政令第二百七十八号）	15
五	薬事・食品衛生審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十六号）	17
六	食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十九号）	18
七	産業構造審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十二号）	20

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2）7（略）

8 この法律において分別基準適合物について「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

一 自ら分別基準適合物を製品（燃料として利用される製品にあつては、政令で定めるものに限る。）の原材料として利用すること。

二 自ら燃料以外の用途で分別基準適合物を製品としてそのまま使用すること。

三 分別基準適合物について、第一号に規定する製品の原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。

四 分別基準適合物について、第一号に規定する製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。

9）13（略）

（事業者の判断の基準となるべき事項）

第七条の四 主務大臣は、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、主務省令で、その事業において容器包装を用いる事業者であつて、容器包装の過剰な使用の抑制その他の容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種として政令で定めるものに属する事業を行うもの（以下「指定容器包装利用事業者」という。）が容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組むべき

措置に関して当該事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2) 4 (略)

(定期の報告)

第七条の六 指定容器包装利用事業者(特定容器利用事業者又は特定包装利用事業者であるものに限る。)であつて、その事業において用いる容器包装の量が政令で定める要件に該当するもの(以下「容器包装多量利用事業者」という。)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第七条の七 主務大臣は、容器包装多量利用事業者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況が第七条の四第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該容器包装多量利用事業者に対し、その判断の根拠を示して、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ

る。  
2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた容器包装多量利用事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた容器包装多量利用事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた

場合において、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴いて、当該容器包装多量利用事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告の徴収）

第三十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、特定容器を用いる事業、特定容器の製造等の事業又は特定包装を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況に関し報告をさせることができる。

（主務大臣等）

第四十三条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び農林水産大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

2 4 （略）

5 第七条の六、第三十九条及び第四十条の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

附 則

（適用除外期間）

第二条 (略)

2 第三章から第五章まで、第三十三条及び第三十五条から第四十条までの規定は、容器包装のうち、主として紙製のもの及び主としてプラスチック製のものであつて政令で定めるものについては、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）（抄

）  
（燃料として利用される製品）

第一条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第八項  
第一号の政令で定める製品は、次のとおりとする。

- 一 主として紙製の容器包装であつて次に掲げるもの以外のものに係る分別基準適合物を圧縮又は破砕することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの
- イ 主として段ボール製の容器包装
- ロ 飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）
- 二 炭化水素油
- 三 水素及び一酸化炭素を主成分とするガス

（法第二条第十一項第四号の政令で定める者）

第二条 法第二条第十一項第四号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 常時使用する従業員の数が二十人以下の会社及び個人であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの
- 二 常時使用する従業員の数が五人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの
- 三 常時使用する従業員の数が二十人以下の組合等（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人

、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。次号並びに第十条第三号及び第四号において同じ。）であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業として行うもの

四 常時使用する従業員の数が五人以下の組合等であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの

五 常時使用する従業員の数が二十人以下の民法法人等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の規定により設立された法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会及び都道府県商工会連合会をいう。）

（法第二条第十一項第四号の政令で定める売上高）

第三条 法第二条第十一項第四号の政令で定める売上高は、当該法人又は個人が行うすべての事業の売上高の総額とする。

（法第二条第十一項第四号の政令で定める金額）

第四条 法第二条第十一項第四号の政令で定める金額は、二億四千万円（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行う者にあつては、七千万円）とする。

(指定法人の業務を委託できる団体)

第五条 法第二十三条第一項の政令で定める団体は、商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)の規定による商工会議所及び日本商工会議所並びに商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の規定による商工会及び商工会連合会とする。

(法第三十七条第二項の政令で定める基準)

第六条 法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第二十一条第一項に規定する指定法人の委託を受けて法第三十七条第一項に規定する行為を実施する者(以下この条において「受託者」という。)が当該行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)、悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)、振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八号)若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止

等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四若しくは第十四条の三の二（同法第十四条の六において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ 法第三十七条第一項に規定する行為の実施に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足りる相当の理由がある者

ヘ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト 法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。チにおいて同じ。）のうちイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

- (2) (1)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の運搬又は再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- チ 個人でその使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの
- 三 受託者が自ら法第三十七条第一項に規定する行為を実施する者であること。

(報告の徴収)

第七条 主務大臣は、法第三十九条の規定により、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、その事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況につき、次の事項に関し報告をさせることができる。

- 一 特定容器を用いる商品、製造等をする特定容器又は特定包装を用いる商品の種類及び量に関する事項
- 二 その用いる特定容器、その製造等をする特定容器又はその用いる特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収するときは、その回収する特定容器又は特定包装の種類、量及びその回収の方法並びにその回収の委託に関する事項
- 三 再商品化義務量及びその算出の方法、再商品化の方法、再商品化の実績量、再商品化の委託に関する事項その他再商品化に関する事項

(立入検査)

第八条 主務大臣は、法第四十条第一項の規定により、その職員に、特定容器利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、特定容器を用いるための設備、再商品化をするための設備及び自ら回収するための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

2 主務大臣は、法第四十条第一項の規定により、その職員に、特定容器製造等事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、特定容器の製造等をするための設備、再商品化をするための設備及び自ら回収するための設備並びにこれらの関連施設並びに係帳簿書類を検査させることができる。

3 主務大臣は、法第四十条第一項の規定により、その職員に、特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、特定包装を用いるための設備、再商品化をするための設備及び自ら回収するための設備並びにこれらの関連施設並びに係帳簿書類を検査させることができる。

（権限の委任）

第九条 法第三十九条及び第四十条の規定による財務大臣の権限のうち、国税庁の所掌に係るものについては、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあつては、沖縄国税事務所長）又は税務署長に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第三十九条及び第四十条の規定による厚生労働大臣の権限は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄する区域内にある場合にあつては、四国厚生支局長）に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第三十九条及び第四十条の規定による農林水産大臣の権限は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 法第三十九条及び第四十条の規定による経済産業大臣の権限は、特定容器利用事業者、特定容器製造等

事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

5 法第三十九条及び第四十条の規定による環境大臣の権限は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（法附則第二条第一項の政令で定める者）

第十条 法附則第二条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの並びに資本金の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として行うもの
- 三 常時使用する従業員の数が三百人以下の組合等であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの
- 四 常時使用する従業員の数が五十人以下の組合等であつて、小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの及び常時使用する従業員の数が百人以下の組合等であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として行うもの

五 常時使用する従業員の数が三百人以下の民法第三十四条の規定により設立された法人、私立学校法第

三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の規定により設立された法人並びに宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する宗教法人

（法附則第二条第二項の政令で定める容器包装）

第十一条 法附則第二条第二項の政令で定める容器包装は、次のとおりとする。

- 一 主として紙製の容器包装であつて、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）以外のもの
- 二 主としてプラスチック製の容器包装であつて、飲料又はしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器以外のもの

（法附則第二条第二項の政令で定める日）

第十二条 法附則第二条第二項の政令で定める日は、次の各号に掲げる規定について、当該各号に定める日とする。

- 一 法第三章の規定 平成十年十二月十四日
- 二 法第八条及び第九条の規定 平成十一年六月十四日
- 三 法第十条、第五章、第三十三条及び第三十五条から第四十条までの規定 平成十二年三月三十一日

財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）（抄）

（所掌事務）

第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三第二項及びたばこ事業法施行令（昭和六十年政令第二十一号）第四条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

二 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十条第四項第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

三 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
略	略
たばこ事業等分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 たばこ事業及び塩事業に関する重要事項を調査審議すること。</li> <li>二 たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）の規定及びたばこ事業法施</li> </ul>

2  
7  
(略)

略	
略	<p>行令第四条第五項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>三 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項及び第六十四条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>四 資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）（抄）

（所掌事務）

第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十四条第三項並びに資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
略	略
酒類分科会	一 （略） 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項及び第六十四条第三項並びに資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2  
7  
（略）

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2・3 (略)

4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項及び第六十四条第三項並びに資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。

5 (略)

薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）（抄）

（所掌事務）

第一条 薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
薬事分科会	一 （略） 二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
略	略

2 / 6 （略）

食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）（抄）

（所掌事務）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十四条第三項並びに資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
総合食料分科会	<p>一 （略）</p> <p>二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律百十三号）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律百十六号）の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理すること。</p>



産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）（抄）

（所掌事務）

第一条 産業構造審議会（以下「審議会」という。）は、経済産業省設置法第七条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）及び情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。